

議案第116号

控訴の提起に関する専決処分について

地方自治法第179条第1項の規定により、原告[REDACTED]被告福岡市間の福岡地方裁判所平成30年（ワ）第1252号国家賠償請求事件の判決に対し控訴を提起することについて、令和2年4月10日次のように専決処分した。

1 控訴の相手方

福岡市早良区[REDACTED]  
[REDACTED]

2 控訴の要旨

- (1) 原判決中、本市の敗訴部分を取り消す。
- (2) 相手方の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第1審、第2審ともに相手方の負担とする。

との判決を求める。

3 事件の概要

- (1) 平成27年10月15日午後7時頃、相手方が、市内早良区小田部四丁目1番26号付近の用水路（以下「本件用水路」という。）上の通路橋（以下「本件通路橋」という。）を歩行中、本件通路橋から本件用水路に転落して負傷した。
- (2) この件につき、平成30年4月18日、相手方は、本件用水路又は本件通路橋は本市が管理する公の営造物であり設置又は管理にかしがあったこと及び本件用水路について何らの転落防止措置をとらなかったことには過失があったことを理由に、本市を被告として、福岡地方裁判所に対し、4,835,168円の損害賠償金の支払を求める訴えを提起した。
- (3) 本市は、本件通路橋は第三者により無許可で設置されたものであり本市が管理する公の営造物ではないこと、本件用水路は周囲の場所的環境等に照らして通常有すべき安全性を欠くものではなく設置又は管理にかしはないこと、本件通路橋の安全対策について本市に法的義務はないこと等を理由に応訴していたが、令和2年3月27日、福岡地方裁判所は、本件用水路の管理にかしがあったとして、本市に対し1,084,238円の損害賠償金の支払を命じる等の判決を言い渡した。
- (4) 本市は、原判決の判断に不服があるので、控訴の要旨記載のとおり判決を求めて福

岡高等裁判所に対し控訴を提起するものである。

上記について地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年4月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎